

社会保険

かながわ

Contents

2022

4・5

No.565

● 日本年金機構

より働きやすい社会に…年金制度改正 その2「受給開始時期の選択肢の拡大」

● 協会けんぽ

令和4年度も健診を受けましょう！／療養費（立替払）をご存じですか？

● 社会保険協会

よこはま動物園ズーラシア／横浜・八景島シーパラダイス／地引き網 他
令和4年度事業計画ならびに収入支出予算



桜満開のみなとみらい ● 横浜市

一般財団法人 神奈川県社会保険協会

<https://www.kanagawa-syahokyo.jp>

令和4年4月より、年6回偶数月の発行に変わります。
ページ数も8ページに増え、誌面もリニューアルしました！

より働きやすい社会に…年金制度改革

—その2「受給開始時期の選択肢の拡大」

令和4年4月から、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が施行されました。今号では、前号に引き続き改正事項の中の一部について解説いたします。

法律改正の背景

今後の社会・経済は、人手不足の進行や健康寿命の延伸、現役世代の人口の急速な減少等が見込まれています。そのなかで、とくに高齢者や女性の就業等、より多くの方がこれまでよりも長い期間にわたって多様な形で働けるように、**社会・経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図る**必要があります。

受給開始時期の選択肢の拡大ポイントは…

令和4年4月実施

- ① 繰下げ受給について、**上限年齢が引き上がる**制度改革
- ② 繰上げ受給について、**減額率が変わる**制度改革
- ③ 上限年齢以降に繰下げ請求を行った際の、**繰下げ上限年齢(みなし年齢)変更**の制度改革



① 繰下げ受給について、上限年齢が引き上がる制度改革

今回の改正で、受給開始時期の上限が**70歳から75歳へ引き上げ**となりました。75歳から受給を開始した場合には、年金額は84.0%増額となっています(令和4年4月以降)。

※令和4年4月1日以降に70歳となる方が対象です。

繰下げ受給

改正前

(単位：%)

	0ヵ月	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	7ヵ月	8ヵ月	9ヵ月	10ヵ月	11ヵ月
65歳	100 本来通りの額											
66歳	108.4	109.1	109.8	110.5	111.2	111.9	112.6	113.3	114.0	114.7	115.4	116.1
67歳	116.8	117.5	118.2	118.9	119.6	120.3	121.0	121.7	122.4	123.1	123.8	124.5
68歳	125.2	125.9	126.6	127.3	128.0	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.2	132.9
69歳	133.6	134.3	135.0	135.7	136.4	137.1	137.8	138.5	139.2	139.9	140.6	141.3
70歳	142.0											

改正後

最大75歳(120ヵ月)まで繰下げ待機が可能に!

(単位：%)

	0ヵ月	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	7ヵ月	8ヵ月	9ヵ月	10ヵ月	11ヵ月
65歳	100 本来通りの額											
66歳	108.4	109.1	109.8	110.5	111.2	111.9	112.6	113.3	114.0	114.7	115.4	116.1
67歳	116.8	117.5	118.2	118.9	119.6	120.3	121.0	121.7	122.4	123.1	123.8	124.5
68歳	125.2	125.9	126.6	127.3	128.0	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.2	132.9
69歳	133.6	134.3	135.0	135.7	136.4	137.1	137.8	138.5	139.2	139.9	140.6	141.3
70歳	142.0	142.7	143.4	144.1	144.8	145.5	146.2	146.9	147.6	148.3	149.0	149.7
71歳	150.4	151.1	151.8	152.5	153.2	153.9	154.6	155.3	156.0	156.7	157.4	158.1
72歳	158.8	159.5	160.2	160.9	161.6	162.3	163.0	163.7	164.4	165.1	165.8	166.5
73歳	167.2	167.9	168.6	169.3	170.0	170.7	171.4	172.1	172.8	173.5	174.2	174.9
74歳	175.6	176.3	177.0	177.7	178.4	179.1	179.8	180.5	181.2	181.9	182.6	183.3
75歳	184.0											

※昭和27年4月2日以降生まれの方が対象
(令和4年4月1日以降に70歳となる方)

② 繰上げ受給について、減額率が変わる制度改正

今回の改正で、65歳より早く受給を開始した場合（繰上げ受給）の年金の減額率（1月あたり▲0.5%、最大▲30.0%）を、**減額率（1月あたり▲0.4%、最大▲24.0%）**へと見直しました。

※令和4年4月1日以降に60歳となる方が対象です。

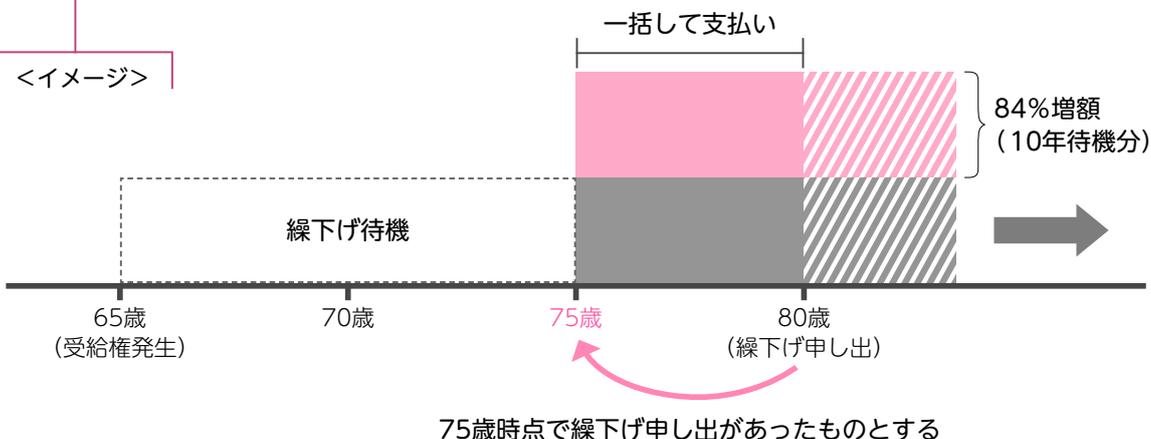
繰上げ受給

改正前		改正後										
		繰上げによる1ヵ月あたりの減額率が0.4%に変更										
		(単位：%)										
	0ヵ月	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	7ヵ月	8ヵ月	9ヵ月	10ヵ月	11ヵ月
60歳	70.0	70.5	71.0	71.5	72.0	72.5	73.0	73.5	74.0	74.5	75.0	75.5
61歳	76.0	76.5	77.0	77.5	78.0	78.5	79.0	79.5	80.0	80.5	81.0	81.5
62歳	82.0	82.5	83.0	83.5	84.0	84.5	85.0	85.5	86.0	86.5	87.0	87.5
63歳	88.0	88.5	89.0	89.5	90.0	90.5	91.0	91.5	92.0	92.5	93.0	93.5
64歳	94.0	94.5	95.0	95.5	96.0	96.5	97.0	97.5	98.0	98.5	99.0	99.5
65歳	100	本来通りの額										

※昭和37年4月2日以降生まれの方が対象
(令和4年4月1日以降に60歳となる方)

③ 上限年齢以降に繰下げ請求を行った際の、繰下げ上限年齢（みなし年齢）変更の制度改正

繰下げ上限年齢（みなし年齢）の引き上げに伴い、**みなし年齢も70歳から75歳へ引き上げとなりました。**
なお、75歳以降に繰下げ請求を行った場合、75歳時点で繰下げ申し出があったものとして年金が支給されます。



令和4年度も**健診**を受けましょう!

協会けんぽでは、加入者のみなさまの健康づくりの一環として、健診費用の一部を補助しています。令和4年度の健診のご案内を順次お送りしていますので、案内を確認し、健診を受けましょう!



生活習慣病予防健診

ご本人(35~74歳の被保険者)様向け
3月中旬頃、事業所様宛にご案内を送付

▼ 受診できる健診

一般健診

子宮頸がん検診

付加健診

乳がん検診

肝炎ウイルス検査

▼ 受診までのながれ

健診機関を協会けんぽの
ホームページ等で検索

受診を希望する健診機関に
直接予約する

健診を受ける

※保険証・自己負担額・問診票・
検査キット等をご持参ください。



特定健診

ご家族(40~74歳の被扶養者)様向け
4月上旬頃、被保険者様のご自宅宛に受診券(セット券)を送付

▼ 受診できる健診

基本的な健診(問診・身体計測・血糖検査・尿検査など)

貧血検査などの詳細な健診

(↑医師の判断により実施される項目です。)

▼ 受診までのながれ

受診券
(セット券)の
受け取り

健診機関を協会けんぽの
ホームページ等で検索

受診を希望する
健診機関に
直接予約する

健診を受ける

※保険証・自己負担額・受診券
(セット券)等をご持参ください。

健診でメタボリックシンドロームの
リスクが高いと診断されたら…

特定保健指導を受けましょう!

特定保健指導とは?

協会けんぽの特定保健指導は、**無料**で受けることができ、
専門の保健師・管理栄養士が生活習慣を改善するための
方法を一緒に考えます。

メタボリックシンドロームの リスクを放っておくと…

心臓病や脳梗塞などの命に関わる深刻な病気を発症する
恐れがあり、**大変危険**です。

インセンティブ制度の 評価指標の1つです!

「特定保健指導の実施率」は、インセンティブ制度の評価
指標の1つです。積極的に特定保健指導を受けることで、
健康保険料率の引き下げにつながる可能性があります。



特定保健指導の案内が届いた場合は必ず受けましょう!

療養費(立替払)をご存じですか？

療養費とは、「保険証が届く前に医療機関を受診して、全額自己負担で医療費を支払った」・「保険証の切り替え時に誤って前の保険証を使ってしまい、医療費を返還した」場合などに、あとから請求して払い戻しを受けることができる制度です。

以下の必要書類をご用意のうえ、協会けんぽへご提出ください。

保険証が届く前に全額自己負担で医療機関を受診した場合

< 必要書類 >

- 療養費支給申請書(立替払等)
- 医療機関の領収書の原本
- 診療明細書(診療内容を記載した証明書)
- + ケガの申請のときのみ提出**
- 負傷原因届
- + 薬局で薬を処方されたときのみ提出**
- 薬局の領収書の原本・調剤明細書



診療明細書は、療養費の申請のため必要である旨を医療機関へ伝えると無料で発行されます。

誤って前の保険証を使ってしまった場合

< 必要書類 >

- 療養費支給申請書(立替払等)
- 前の保険者(国民健康保険等)へ返金したときの領収書*の原本
- ※医療機関等の領収書ではありません！**
- 診療報酬明細書(開封厳禁の封筒)
- + ケガの申請のときのみ提出**
- 負傷原因届



- ✓ 医療機関等を受診したときの領収書は不要です。
- ✓ 診療報酬明細書は開封せずにご提出ください。

療養費(立替払)申請時のポイント /

- ✓ 領収書だけでは申請できません。必ず申請書を作成のうえ、ご申請ください。
- ✓ 申請書は協会けんぽホームページからダウンロードすることができます。
インターネット検索サイトより「協会けんぽ」と入力してください。
- ✓ 申請書は受診した人数分が必要です。
- ✓ 申請期限(時効)は起算日から2年間となります。

全額自己負担で医療機関を受診した場合の起算日…療養に要した費用を支払った日の翌日
前の保険証を使ってしまった場合の起算日……………受診日の翌日



どのくらい療養費が払い戻されるの？

保険適用の範囲内で、自己負担分を除いた額の払い戻しを受けることができます。

※支払った医療費が全額払い戻されるわけではありません。

(健康保険で適用されていない費用などが除外されて計算されます。)



よこはま動物園ズーラシア

入園料を助成いたします

「よこはま動物園ズーラシア」をご家族、職場のみなさまで楽しみませんか？

場 所 よこはま動物園ズーラシア
 横浜市旭区上白根町1175-1
 相鉄線「鶴ヶ峰駅」北口・「三ツ境駅」北口、JR 横
 浜線・横浜市営地下鉄「中山駅」南口下車、各駅
 から「よこはま動物園行き」バスで約15分

募集人員 先着2,500名（1事業所6名まで）
 ※募集人員に達し次第受付を締め切らせていただきます。

参加資格 令和4年度社会保険協会費を納入いただいている
 事業所または納入いただける事業所の被保険者お
 よびその被扶養者

申込期間 令和4年4月22日（金）～5月17日（火）

利用期間 令和4年5月21日（土）～令和5年3月31日（金）

利用方法 入園補助券を発行します。

入園料金

利用者区分	一般料金	契約料金	補助金額	窓口支払額
一般	800円	640円	540円	100円
中人・高校生	300円	240円	240円	0円
小・中学生	200円	160円	160円	0円

※入園補助券をチケット売場に
 提出し、入園料金より補助金
 額を差し引いた金額をお支払
 いくください。

※小学生未満は無料です。



セスジキノボリカンガルー▶

よこはま動物園ズーラシア参加申込書

一般財団法人 神奈川県社会保険協会 会長 あて

令和 年 月 日

郵便番号 〒 _____

事業所所在地 _____

事業所名 _____

事業所電話番号 _____

協会会員番号 (6ケタ) _____

連絡責任者氏名 _____

連絡責任者の電話番号または携帯番号 _____

【注意事項】

- この申込書に記入された情報は、本事業以外の目的には使用いたしません。
- お申し込みは被保険者とその被扶養者をあわせて1事業所6名までとさせていただきます。
- 該当欄に必要な事項を記入し、○印をしてください。
- 協会会員番号は、「社会保険かながわ」を送付している封筒の宛名または協会費の「振替払込請求書兼受領証」に記載されている6ケタの番号です。
- 健康保険証の記号・番号または厚生年金保険事業所の整理記号・被保険者番号欄には、
 *例 健康保険証の記号・番号 21140214-123
 厚生年金保険事業所の整理記号・被保険者番号 21 ABC-11
 等をご記入ください。
- 募集人員に達した後にお申し込みをされた方にはご連絡いたします。
- お申し込みはFAX (045-662-8441) にてお願いいたします。

	氏 名	被保険者・被扶養者 (○で囲んでください)	利用者区分 (○で囲んでください)	健康保険証の記号・番号または 厚生年金保険事業所の整理記号・被保険者番号
1		被保険者・被扶養者	大 人 ・ 中 人 ・ 小 人 (一 般) (高 校 生) (小 中 学 生)	
2		被保険者・被扶養者	大 人 ・ 中 人 ・ 小 人 (一 般) (高 校 生) (小 中 学 生)	
3		被保険者・被扶養者	大 人 ・ 中 人 ・ 小 人 (一 般) (高 校 生) (小 中 学 生)	
4		被保険者・被扶養者	大 人 ・ 中 人 ・ 小 人 (一 般) (高 校 生) (小 中 学 生)	
5		被保険者・被扶養者	大 人 ・ 中 人 ・ 小 人 (一 般) (高 校 生) (小 中 学 生)	
6		被保険者・被扶養者	大 人 ・ 中 人 ・ 小 人 (一 般) (高 校 生) (小 中 学 生)	

横浜・八景島シーパラダイス

入館料を助成いたします

「横浜・八景島シーパラダイス」をご家族、職場のみなさまで楽しみませんか？

場 所 横浜・八景島シーパラダイス 横浜市金沢区八景島
☎045-788-8888 (テレフォンインフォメーション)

募集人員 3,500名(1事業所6名まで)
※募集人員に達し次第受付を締め切らせていただきます。

参加資格 令和4年度社会保険協会費を納入いただいている事業所または納入いただける事業所の被保険者およびその被扶養者

申込期間 令和4年4月22日(金)～5月17日(火)

利用期間 令和4年5月21日(土)～令和5年2月28日(火)

利用方法 施設割引利用券を発行いたします。

利用料金 ◎アクアリゾートパス (水族館4施設パス)

区分	一般料金	利用者窓口支払金額
大人・高校生	3,000円	1,600円
シニア(65歳以上)	2,500円	1,150円
小・中学生	1,800円	500円
幼児(4歳以上)	900円	0円



▲アクアスタジアム
見どころいっぱいのショーをぜひ間近で！

◀ドルフィンファンタジー
悠々と泳ぐイルカたちの姿が楽しめる！

◎ワンデーパス (アクアリゾートパス+プレジャーランドパス)

区分	一般料金	利用者窓口支払金額
大人・高校生	5,500円(5,000円)	3,700円
シニア(65歳以上)	3,900円(3,600円)	2,300円
小・中学生	3,900円(3,600円)	2,300円
幼児(4歳以上)	2,200円(2,000円)	900円

※カッコ内は冬季料金です (令和4年12月1日～令和5年2月28日)。

地引き網

参加者を募集いたします

ご家族や職場のみなさまと地引き網を楽しみませんか？

鶴見支部(鶴見区・神奈川区)
港北支部(港北区・緑区・青葉区・都筑区)
横浜中支部(中区・西区)
横浜西支部(保土ヶ谷区・旭区・戸塚区・瀬谷区・栄区・泉区)
横浜南支部(南区・港南区・磯子区・金沢区)
川崎支部(川崎市・幸区)
高津支部(中原区・高津区・多摩区・麻生区・宮前区)

平塚支部(平塚市・秦野市・伊勢原市・中郡)
横須賀支部(横須賀市・逗子市・三浦市・三浦郡)
小田原支部(小田原市・南足柄市・足柄上郡・足柄下郡)
相模原支部(相模原市・大和市)
厚木支部(厚木市・座間市・海老名市・綾瀬市・愛甲郡)
藤沢支部(藤沢市・茅ヶ崎市・鎌倉市・高座郡)

日 ち	令和4年6月11日(土) 小雨決行	令和4年6月25日(土) 小雨決行
集合時間	両日とも午前9時40分集合、午前10時開始 ※午前11時30分ごろ終了予定です。	
募集人員	各支部とも大人・小人(小・中学生)あわせて先着30名(1事業所5名まで) ※募集人員に達し次第、受付を終了させていただきます。	
集合場所	鶴沼海岸網元「堀川網」 藤沢市鶴沼海岸4 ※鶴沼海浜公園スケートパーク隣り	
参加資格	令和4年度社会保険協会費を納入いただいている事業所または納入いただける事業所の被保険者および被扶養者	
参加費	無料	
申込期間	令和4年4月22日(金)～5月20日(金)	
その他	※雨具・タオル等は各自ご用意ください。 ※バーベキュー等は実施いたしません。 ※魚をお持ち帰り希望の方は、クーラーボックス等の容器をご持参ください。 ※お車でお越しの方は、近隣の有料駐車場をご利用ください。 ※天候不良(強風・大波・大雨)、新型コロナウイルス感染拡大状況により中止となる場合は、参加代表者あてにご連絡いたします。	

「初夏のさわやかウォーキング」～こどもの国探索～

ただ今募集中です

参加費
無料

- 開催日** 令和4年5月28日(土)小雨決行
集合場所 こどもの国正面入口 横浜市青葉区奈良町700
集合時間 午前9時30分～午前10時30分スタート(順次受付)
コース こどもの国内を各自自由探索
参加資格 令和4年度社会保険協会費を納入いただいている事業所
または納入いただける事業所の被保険者およびその被扶養者

- 募集人員** 先着200名
(1事業所大人・小人あわせて5名まで)
申込期限 令和4年5月18日(水)
その他 ※お車でお越しの方は、駐車場代(1日1,000円)が実費
となります。
※新型コロナウイルス感染拡大状況により、中止となる
場合はご連絡いたします。

ご協力ありがとうございました

令和3年度の会費のご協力をいただきまして誠にありがとうございました。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の関係でやむなく中止となった事業もありましたが、おおむね終了することができました。ひとえに会員事業主様のご協力の賜物と心よりお礼申し上げます。

なお、令和3年度の事業結果ならびに決算報告につきましては、6月の定時評議員会終了後、当協会ホームページでご報告させていただきます。

令和4年度の事業につきましては、社会保険制度の普及宣伝事業、健康づくり事業、被保険者等の福利増進事業を実施してまいります。当協会事業に格段のご理解とご賛同をいただきまして、令和4年度につきましても、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年度 事業計画ならびに収入支出予算が承認されました

一般財団法人神奈川県社会保険協会では、第18回定時評議員会において、令和4年度事業計画(案)ならびに収入支出予算(案)について原案どおり承認されました。事業計画ならびに収入支出予算についてご報告いたします。詳細につきましては、当協会ホームページをご覧ください。

事業内容

社会保険制度の普及宣伝事業

- 機関誌『社会保険かながわ』を偶数月に発行します。
- 社会保険制度解説・社会保険事務手続きに関する冊子を配布します。
- 社会保険制度の事務講習会を開催します。
- 事業所に社会保険労務士を派遣し、年金・医療保険等の相談を実施します。

保健事業

- 健康づくり事業**
 - 健康づくり講演会を開催します。
 - 会員事業所が行う研修会に保健師・精神保健福祉士等の専門講師を派遣します。
 - 健康に良い料理教室を開催します。
 - 健康づくり等の冊子を配布します。
- 健康の保持増進事業**
 - メンタルヘルス等のビデオテープ・DVDを貸し出します。
 - パスハイク・ウォークラリー・ボウリング大会等を開催します。
- 福利増進事業**
 - 契約保養施設の利用料を助成します。
 - レクリエーション施設の入園料を助成します。
いちご狩り、みかん狩り、潮干狩り、横浜・八景島シーパラダイス、大磯ロングビーチ、箱根小涌園ユネッサン、東京ディズニーリゾート®、横浜銀行アイスマリーナ、よこはま動物園ズーラシア
- その他の事業**
 - 年金とライフプランセミナーを開催します。
 - 1日在宅介護教室を開催します。
 - 職域型年金委員会連合会等へ協力支援します。

令和4年度 収入支出予算

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	増減額
I 事業活動収支の部			
1 事業活動収入			
事業活動収入計	113,045,000	115,249,000	△ 2,204,000
2 事業活動支出			
事業費支出	94,502,000	110,018,000	△ 15,516,000
管理費支出	26,738,000	28,208,000	△ 1,470,000
事業活動支出計	121,240,000	138,226,000	△ 16,986,000
事業活動収支差額	△ 8,195,000	△ 22,977,000	14,782,000
II 投資活動収支の部			
1 投資活動収入			
投資活動収入計	6,001,000	17,501,000	△ 11,500,000
2 投資活動支出			
投資活動支出計	2,206,000	1,404,000	802,000
投資活動収支差額	3,795,000	16,097,000	△ 12,302,000
III 財務活動収支の部			
1 財務活動収入	0	0	0
2 財務活動支出	0	0	0
IV 予備費支出			
予備費支出	100,000	120,000	△ 20,000
当期収支差額	△ 4,500,000	△ 7,000,000	2,500,000

申込方法

- よこはま動物園ズーラシア入園料助成、横浜・八景島シーパラダイス入館料助成、地引き網、初夏のさわやかウォーキングの詳細については、当協会ホームページ (<https://www.kanagawa-syahokyo.jp>) をご覧ください。また、ご参加・ご利用希望の方は、当協会ホームページより申込書をダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえFAX(045-662-8441)にてお申し込みください。
- よこはま動物園ズーラシア入園料助成の申込書は、そのままFAXでもできますのでご利用ください。

社会保険協会事業等につきましては <https://www.kanagawa-syahokyo.jp> をご覧ください。

一般財団法人 神奈川県社会保険協会

検索

社会保険かながわ 565号(令和4年4・5月号) 発行:一般財団法人 神奈川県社会保険協会 〒231-0015 横浜市中区尾上町4-57 ☎045-662-1192

記事提供/日本年金機構南関東地域第一部・第二部、全国健康保険協会(協会けんぽ) 神奈川支部